

内部管理態勢

BCP(事業継続計画)

新事務棟 / BCPサポートローン

毎年各地で多発する台風や地震などの自然災害の被害は企業経営に直接・間接的に大きな影響を及ぼしています。こうした状況のなか、各企業が災害時等に果たすべき役割や重要な業務を継続するためのBCP (Business Continuity Plan: 事業継続計画) の必要性が問われています。

特に、銀行はその公共性からも、銀行法において「業務の継続」が求められるなど、当行ではCSR (企業の社会的責任) の観点からも重要と位置づけ、専務を委員長とする「BCPワーキングチーム」を平成18年の夏に立ち上げました。

滋賀銀行の事業継続計画

金融機関においては

1. 被災地等における住民の生活や経済活動の維持
2. 決済面での混乱拡大の抑制
3. 自行経営におけるリスク軽減

重要なインフラである銀行業界の責務としてのBCP!

CSR(企業の社会的責任)

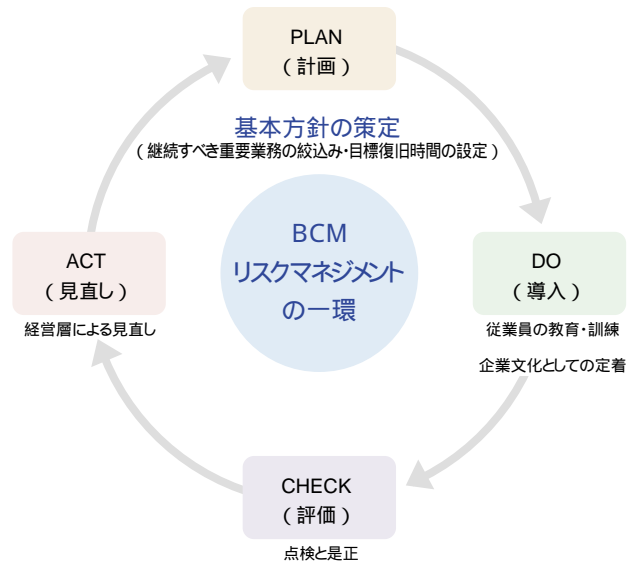
個人情報保護 BCP (事業継続計画) 日本版 SOX法対策

環境

コンプライアンス(法令遵守)

従来からの「緊急時対策 (コンティンジェンシープラン)」の枠組みをさらに発展させ、平成19年3月には基本的な「事業継続計画 (BCP)」(初版)を策定、今後は、この「事業継続計画 (BCP)」に基づいた訓練の実施や役職員の教育等を積み重ね、より実効性のある計画にしていきたいと思います。

BCM (Business Continuity Management) の構築
BCPはあくまでも計画です。この計画をいかに行内に浸透させ、戦略的に活用するかという「マネジメントの視点」(= BCM)が重要です。

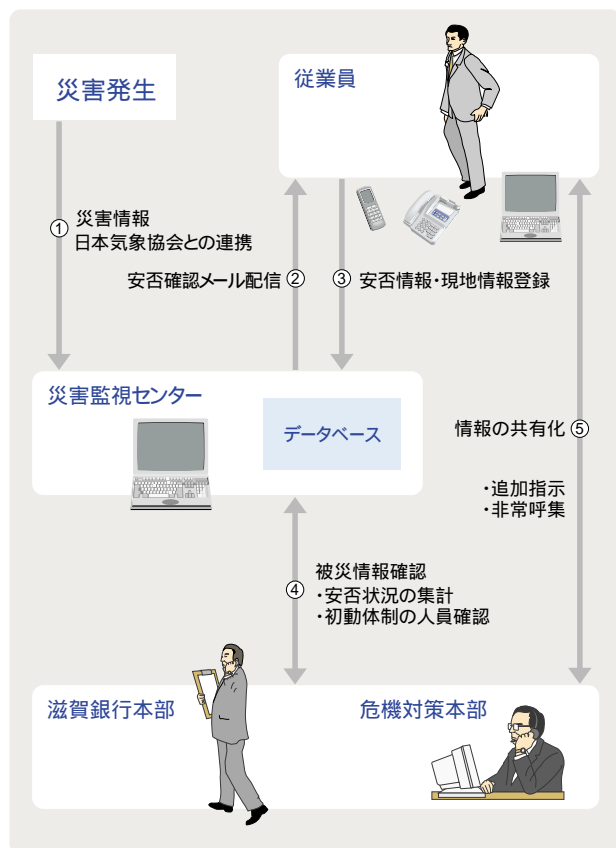


役職員の安否確認システム導入

震災時等では、お客さまや役職員の生命を助けるためには、救急救命ができる人員をできるだけ多く確保したり、生活資金手当等の預金払戻業務などを行うための人員の確保が重要となります。

こうした観点から、当行では、全役職員の安否確認システムを平成19年3月にテスト稼働させました。その安否確認の結果データと、交通インフラ等が遮断されたケースでの各役職員の通勤経路や出勤可能な最寄店舗のデータ等を組み合わせ、より効率的に事業継続・復旧ができるシステムの構築をめざしています。

安否確認システム(緊急時の社内連絡網)



免震構造の新事務棟完成

平成16年12月に公表された滋賀県の調査では、「琵琶湖西岸断層帯」での地震発生率は今後30年以内で0.09%から9%で、地震規模はマグニチュード7.8程度と推定されています。

当行ではBCPの観点からも、平成18年12月、大地震でもシステムセンター機能が維持できる基礎免震構造の事務棟が完成しました。

建物の構造は地震対策のなかで最も優れた基礎免震構造を採用し、マグニチュード7.8、震度6~7という阪神・淡路大震災クラスの大規模地震が発生しても耐えられる地上9階建てのビルです。

<BCPからみた新事務棟の特徴>

- ・電源設備の二重化(電力事故対策)
- ・自家発電設備(電力事故対策)
- ・避雷設備(落雷対策)
- ・給水備蓄(飲料・生活用水の対策)
- ・超高感度煙感知器(火災対策)

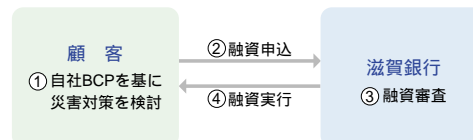


「BCPサポートローン」の取扱開始

また、企業・事業者の皆さまには、地震などの災害時の防災対策に必要な資金を優遇金利でご融資する「BCPサポートローン」の取り扱いを平成18年8月21日から他行に先駆け開始しました。

単に融資商品として取り扱うだけでなく、自社で当該年度の「BCP」を策定されていること、あるいは当行グループのしがぎん経済文化センターが提供する「災害リスクコンサルティング」を1年以内に受けておられることなど、企業・事業者の皆さまに自社の災害時・緊急時対策の現状を把握していただき、何らかの対策を講じる必要性に「気づいていただく」ことに主眼を置いたもので、地域社会との永続的な「共存共栄」をめざしてまいります。

(1) 自社で既にBCPを作成されている場合



(2) しがぎん経済文化センター(KEIBUN)提供の「災害リスクコンサルティング」を利用される場合



- ① KEIBUN提供の「災害リスクコンサルティング」を利用
- ② 診断レポートを還元
- ③ 災害対策を検討
- ④ 融資申込
- ⑤ 融資審査
- ⑥ 融資実行